

やまと国際交流指針

2011（平成23）年4月

大和市

1 本市の国際化が進展した背景等

本市には、72カ国、6,357人（平成22年4月1日現在）が外国人登録をしています。つまり、人口約22万人の大和市民の約2.8%、36人に一人は、外国人市民ということになり、この外国人市民の比率は、県内では愛川町、綾瀬市に次いで3番目となっています。

また、在住外国人の国籍が72カ国にもわたるのは、本市と同規模の自治体においては、余り例がなく、ブラジル国籍の外国人市民が集住するような他の自治体と違い、国籍の多様性が本市の特徴的な傾向となっています。

本市には、厚木基地があることに加えて、昭和55(1980)年2月から平成10(1998)年まで、大和定住促進センターが南林間に設置されていたことから、ベトナム、ラオス、カンボジア出身の方が市内に多く居住するようになりました。これらの難民の方々を地域や学校が受け入れようと支援の手が差し伸べられ、地域レベルでの国際交流が盛んになったことが、在住する外国人市民の多国籍化につながったと考えられます。

また、1990年代に入り、日本に在住する外国人が急増しますが、これは平成2(1990)年に出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により日系人に就労可能な地位が与えられたことが大きな要因となりました。

このように外国人市民が多く在住する本市においては、従来の「国際交流」、「国際協力」の取り組みに加えて、外国人市民と日本人市民がお互いの違いを認め合い、共に存在し、それぞれが地域の一員として社会全体を豊かにしていく「多文化共生」への取り組みをより一層進めて、地域の国際化に努めていく必要があります。

2 本市の国際交流、多文化共生への取り組み

本市は平成6(1994)年7月に財団法人大和市国際化協会を設立し、外国人市民向けの日本語教室、文化庁の支援を受けた日本人市民向けの日本語教授法講座、市民の国際理解を促進するための国際化フォーラムなどのイベント・講座等を行うほか、市民主体の国際交流への助成、国際化を推進する人材の育成などを行ってきました。

この間、さらに外国人市民の定住化が進み、外国人市民に対してどのように行政情報を伝えるか、外国人市民からの相談にどう答えるか、地域において日本人市民と外国人市民の相互理解をどう進めるのかといった課題も数多く出てきました。

特に、ここ数年の経済状況の悪化により、外国人市民からの相談は増加傾向にあり、その相談内容も、就学、進学、就職、失業、健康保険、年金、住宅、生活保護、出入国、医療、結婚・離婚、裁判、労働等多岐にわたり、複雑な相談も多くなってきています。

本市では、このような状況に対応するため、外国語通訳員（英語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、中国語の5言語）や通訳・翻訳のボランティアを配置して、外国人市民の相談などに対応しているほか、小・中学校児童生徒への学習支援もボランティアのみなさんの協力を得て実施しています。

また、ボランティアによる日本語教室や、外国人市民の当事者団体も多くありますが、これらの団体は、会員の高齢化、減少、他団体との連携が少ない等の課題を抱えています。

国際交流については、平成 15(2003)年に、視察や観光のために来日した外国人の受け入れ家庭を登録する「ホームステイバンク・ホームビジット」制度を定めて市民の国際交流の支援を行っていましたが、これより以前から市民レベルの国際交流は盛んに行われてきました。

国際交流を行っている市内の団体としては、昭和 62(1987)年から米国ワシントン州スポークン市の米国北西部国際文化交流協会と青少年の隔年相互訪問を行ってきた「かながわ青少年国際交流協会」、韓国、米国などとの交換交流を行っている市内の各ライオンズクラブ及びロータリークラブ、大和青年会議所、元台湾少年工を会員とする「台湾高座会」と交流している「高座日台交流の会」などが挙げられます。

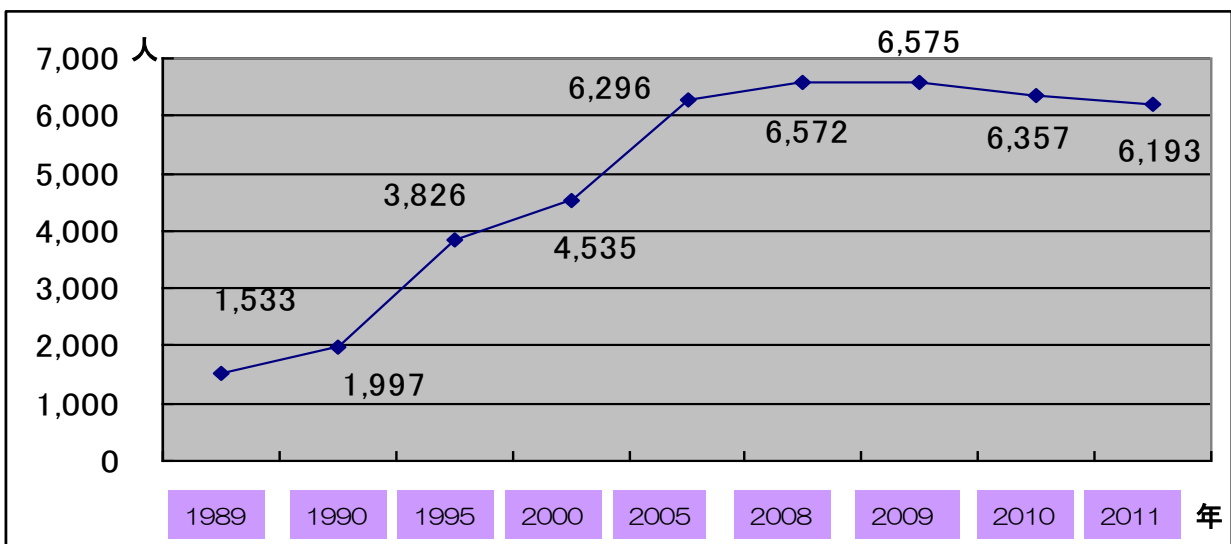
このような状況の中、平成 21(2009)年 11 月、本市は大韓民国光明（クァンミョン）市と初の海外友好都市提携を締結し、市民交流を開始しました。

そして、平成 22(2010)年 6 月には、やまと国際親善委員会が設置され、光明市との市民交流を推進する活動を開始しています。

※1 外国人登録者数の状況（平成 23(2011)年 4 月 1 日現在）

上位 10 カ国：①中国 1,190人、②ペルー 965人、③韓国 887人、④フィリピン 821人、⑤ベトナム 480人、⑥ブラジル 388人、⑦タイ 207人、⑧カンボジア 173人、⑨ラオス 116人、⑩米国 116人

※ 2 外国人登録者数の経年変化（いずれも 4 月時点で比較）



※3 外国人市民比率の経年変化（いずれも4月）

年	外国人登録者数	人口	外国人市民比率
平成 元(1989)年	1, 533人	183, 647人	0. 83%
平成 2(1990)年	1, 997人	190, 188人	1. 05%
平成 7(1995)年	3, 826人	200, 021人	1. 91%
平成12(2000)年	4, 535人	207, 859人	2. 18%
平成17(2005)年	6, 296人	215, 854人	2. 92%
平成20(2008)年	6, 572人	219, 034人	3. 00%
平成21(2009)年	6, 575人	219, 857人	2. 99%
平成22(2010)年	6, 357人	222, 640人	2. 86%

※4 大和定住促進センター

昭和50(1975)年、南ベトナム共和国の崩壊などにより、インドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）から大量の難民が国外へ脱出し、周辺諸国の大きな社会問題となっていました。日本政府は昭和54(1979)年にインドシナ難民への本格的支援を開始し、定住促進のための具体的業務を財団法人アジア福祉教育財団に委託しました。これを受けて同財団では難民事業本部を設置。同年12月に開設された姫路定住促進センター（兵庫県）に続き、翌55(1980)年2月、大和定住促進センターを南林間九丁目に開設しました。同センターではインドシナ難民のための日本語教育、社会生活適応指導、職業の斡旋・紹介、定住後のアフターケアなどの支援を実施。平成10(1998)年3月に閉所するまで、2,090人が日本語教育を受けたほか、1,045人がセンターの斡旋（あっせん）により就職し、同行した家族などを含めた総計2,641人の入所者が日本社会に送り出されました。

3 国際交流指針の基本的な考え方

本市に在住する外国人市民の国籍は多様であることから、他自治体に比して多くの課題がある一方、市民の国際理解も深まっています。

また、外国人市民の定住化も進んでいることから、地域や学校において、市民レベルの国際交流が言葉や文化の違いを乗り越えて盛んに行われてきました。

このような状況を踏まえて、第8次大和市総合計画では、個別目標「互いに認め合う社会をつくる」を掲げており、これを受けて、国際交流分野における施策を推進する上での目指すべき姿や取り組みの方向を定め、この指針のもと、国際交流と多文化共生によるまちづくりを進めるとともに、グローバル社会に対応できる人材の育成に努めます。

4 具体的に進める事業体系

4-1 海外友好都市との国際交流

海外都市との友好都市提携は、教育、文化・スポーツ、経済、産業など幅広い分野での交流が進展することにより、市民相互の理解と友好が深まるものとされています。

また、個人や団体レベルの交流が広がることにより、海外友好都市の市民相互の理解が深まり、国際社会の平和と発展に貢献することが期待できることから、以下の取り組みを行います。

- (1) 平成 21(2009)年 11 月 24 日に友好都市提携を締結した大韓民国京畿道光明市との交流を促進します。
- (2) 市民と協働、連携して、海外友好都市の情報提供の充実を図ります。
- (3) 海外友好都市との交流を推進する民間団体の取り組みを支援していきます。
- (4) 海外友好都市との相互交流に当たっては、信頼と平等の基に相互互恵の原則に従って、幅広い分野での交流ができるよう努めます。
- (5) 青少年の相互訪問等、青少年の国際交流の推進に努めます。
- (6) 国、県などの自治体及び企業等との連携、協力を努めます。
- (7) 海外諸都市との相互理解や友好関係の構築に努めます。

4-2 国際交流を行いやすい地域環境づくり

本市には、多くの外国出身者が地域住民として生活していますが、言葉、生活習慣、文化背景などの違いから地域、学校、職場などにおいて、さまざまな誤解や問題が生じることがあります。こうした状況を改善するため、互いの文化、人権を尊重して理解し合う地域社会の構築を目指すこととし、以下の取り組みを行います。

- (1) 大和市ホームステイ・ホームビジットバンクの充実など、外国からの訪問者を受け入れやすい環境づくりに努めます。
- (2) 市内の国際交流団体、ボランティア団体、海外都市に姉妹校を持つ学校等のネットワーク化を支援します。
- (3) 外国人市民のための日本語教育の推進及び異文化を学ぶ機会の充実に努めます。
- (4) 外国語や外国人市民が理解しやすい日本語による案内表記に努めるなど、外国人市民が生活しやすい街づくりを進めます。

4-3 国際化に対応できる人材育成

現代社会の大きな特徴のひとつが「グローバル化」です。本市には、多くの外国人市民が多く居住していることから、異文化に触れる機会が他自治体に比して多いといえることができます。

そこで、「グローバル化」の進展に対応して、外国の文化や生活習慣を理解し、活動できる、豊かな国際感覚を持った人材の育成に努めます。

- (1) 次代を担う青少年を育成する観点から、豊かな国際感覚を持った人材を育成するための国際理解教育を推進します。
- (2) 異なる文化、習慣など実体験を通して理解するために、海外友好都市交流及びその他の海外都市との青少年の相互交流を推進します。
- (3) 児童生徒の文通や文化芸術活動交流、ITを利用した交流、姉妹校提携など学校間交流を促進します。
- (4) 国際化の進展、多文化共生社会に対応できる市職員の人材育成や研修制度の充実に努めます。

4-4 国際交流と多文化共生による地域づくり

市民レベルの国際交流が行われ、日本人市民と外国人市民が理解し合い、地域で共に生活できる社会の構築を目指し、以下のような地域づくりに取り組みます。

- (1) 多くの外国人市民が生活している本市の特性を生かして、国際交流と多文化共生の地域づくりを推進します。
- (2) 市民、各関係団体及び行政が連携して、市民が互いに認め合う地域づくりを進めます。

5 施策の推進

- (1) この指針に基づき、市民及び各関係団体と行政が協働して、国際交流の推進に努めます。
- (2) 指針に基づく具体的推進内容については、必要に応じて見直しを行います。

○やまと国際交流指針に基づき行う事業体系と担い手（参考）

事業体系	具体的事業	担い手				
		市民	NPO等の団体企業等	学校	国際化協会	市
4-1 海外友好都市との国際交流	・大韓民国光明市との交流促進	○	◎	○	○	◎
	・海外友好都市の情報提供		○	○		◎
	・民間団体の取り組み支援		◎		○	○
	・海外友好都市との幅広い分野での交流の展開	○	○	○	○	◎
	・海外友好都市との青少年の相互交流	○	◎	○	○	◎
	・国、県、企業との連携協力		○			◎
	・海外諸都市との友好関係の構築	○	◎			◎
4-2 国際交流を行いやすい地域環境づくり	・ホームステイバンクの充実	○			◎	○
	・民間団体のネットワーク化支援		○	○	◎	○
	・日本語教育、異文化理解の推進	○	○	○	◎	○
	・案内板、パンフレットなどを外国語表記するなど外国人市民が生活しやすいまちづくり		○		○	◎
4-3 国際化に対応できる人材育成	・国際理解教育の推進			◎	○	○
	・海外友好都市等との青少年の相互交流	○	◎	○	○	◎
	・児童生徒の文化芸術交流、姉妹校の提携などの学校間交流			◎	○	○
	・国際化に対応した市職員の人材育成、研修制度の充実					◎
4-4 国際交流と多文化共生による地域づくり	・国際交流と多文化共生による地域づくりの推進	○	○		○	◎
	・市民、関係団体及び市が一体となった国際交流、多文化共生の推進	○	◎	○	○	○

※ 担い手欄には、事業の担い手となる団体等に○を記載。担い手のうち主たる担い手に◎を表示しました。

※ 市民には、外国人市民も含まれ、担い手となります。

やまと国際交流指針

発行日 2011（平成23）年 4月

発行 大和市文化スポーツ部国際・男女共同参画課

〒 242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

電話 046-260-5164

FAX 046-263-2080